# ~Yorisoi~よりそい学び塾　入塾規約

※本サービスをご契約される前に必ずご確認ください。

＊＊＊＊＊＊＊＊ 規約内容 ＊＊＊＊＊＊＊＊

# 第一章　総則

## 第１条 本規約の適用

1. 本規約は、~Yorisoi~よりそい学び塾（以下「当塾」と称します）が提供する学習指導 サービス及びスコップスクールサービス、ロボッチャスクールサービス（以下合わせて「本サービス」と称します）について、当塾と本サービスを利用される方（以下「塾生」と称します）およびその保護者（以下「保護者」と称します）の間の本サービスの利用契約の内容に関して適用します。
2. 塾生および保護者は、入塾の申し込みを行った時点で、本規約を承諾したものとみなします。

## 第２条 規約の変更

1. 当塾は本規約を変更することがあります。
2. 変更した規約は、原則、すべての塾生と保護者に適用します。
3. 変更の際は、事前に塾生と保護者にその変更内容をお伝えします。
4. 変更した規約は、当塾のホームページ等に掲載します。

# 第二章　契約

## 第３条 契約の成立

1. お客様が入塾申込書に署名と入塾費の支払い（キャンペーン等により入塾費の支払いがない場合は署名のみ）により、当塾と塾生ならびに保護者との基本契約が成立し、塾生ならびに保護者は当塾の本サービスを受ける権利が生じます。入塾費は入塾金及び授業料等の初回の支払い料金のことです。 また、本規約の内容を理解し、同意したものとします。
2. 以下の場合について、当塾はお客様との契約をお断りする場合があります。
	1. お客様が、申込時において、虚偽の事項を申告した場合
	2. お客様による規約違反・契約違反を理由として、過去に当塾から契約を解除されたことがある場合
	3. 他、相当の事由があると当塾が判断した場合

## 第４条 本サービスの利用期間

1. 本サービスの利用期間は、原則として、成約日から、お客様が当塾へ本サービス解約の意思表示をされるまでとします。 なお、解約については第３６条、強制解約については第３７条に示すものとします。

## 第５条 登録情報の変更

1. 当塾に登録されたお客様の住所や電話番号などの登録情報について、変更が生じた場合、当塾へすみやかにご連絡ください

## 第６条 本サービスの実施場所

1. 当塾は、よりそい学び塾においてサービスの提供を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

## 第７条 入塾申込み後のク－リング・オフ等

1. 保護者は、本契約書面を受領した日から起算して８日間は書面によって契約を解除することができます。
2. 第１項に記載した事項にかかわらず、保護者が、当塾が法第44条第１項の規定に違反して法第48条第１項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第３項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第１項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当塾が交付した法第48条第１項の書面を保護者が受領した日から起算して８日を経過するまでは、保護者は書面によって契約を解除することができます。
3. 第１項及び前項の契約の解除は、保護者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
4. 第１項及び第２項の契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、保護者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
5. 第４項の契約解除の申出先は次のとおりです。（※申出先が当塾と異なる場合のみ）
6. 第４項の契約の解除は、保護者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
7. 第１項の契約の解除については、手数料は不要とし、保護者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

# 第三章　サービス（学習指導）

## 第８条 学習指導サービスの内容

1. 当塾は学習指導サービスを契約いただいた塾生ならびに保護者に対して、以下のサービスを提供します。なお、各種サービスの料金については、第２１条に記載しています。

①生徒の学習状況に応じた個別学習指導

②開校時間に利用可能な自習室の提供

## 第９条 通常授業

* 1. 当塾で定期的に行われる個別指導の授業を通常授業といい、講師１名につき最大２名の塾生の学習を指導します。 当塾都合により、塾生１名もしくは２名での授業を選択します。
	2. オプションの契約により、講師1名につき最大１名の塾生で行う個別指導に変更可能です。この場合、必ず塾生１名に対する個別指導となります。入塾後に変更する場合は変更届を提出してください。
	3. 授業の場所は、よりそい学び塾の店舗となります。
	4. 教科は、算数・数学が対象です。思考力・探求力・読解力に関する内容も対象です。事前に塾生及び保護者と相談の上、授業での内容を決めていきます。相談の上、上記以外の教科や内容についても対応することがあります。
	5. 算数・数学、思考力、探求力・読解力以外の教科についても質疑応答は可能ですが、すべての質疑にお答えできない可能性があります。
	6. 当塾が提供する教材に対する指導を実施します。
	7. 学校の授業や宿題や、自主学習の教材等に対する指導も対応可能です。
	8. １回の授業（以下「コマ」と称します）の時間は、50分です。
	9. 通常授業は週に１回（月に４回）に１コマもしくは２コマとし、入塾申込書に記載のコマ数を受講いただくものとします。コマ数を変更する場合には、変更届を提出してください。
	10. 通常授業は月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日の場合は休講とし、休講日は事前に塾生に連絡します。開校日内の空きコマにて代講を実施します。
	11. 年末年始、お盆、ゴールデンウィークの期間は休講とし、休講日は事前に塾生に連絡します。休講により通常授業の既定の授業回数（月４回）が減る場合は、年度（４月～次の年の３月）の受講数で調整します。そのため、通常授業の既定の授業回数（月４回）が減る月の授業料について、不足分の日数の返金は行いません。
	12. 入塾時に、通常授業のコマ数、授業曜日ならびに授業時間帯を塾生ならびに保護者と相談の上決定します。

## 第１０条 授業の欠席と代講

1. 授業を欠席する場合は、その旨を、塾生もしくは保護者から授業開始時刻までに、当塾まで連絡いただくものとします。欠席の連絡なく授業を欠席した場合、塾生は次項で規定する代講を受ける権利を失います。
2. 通常授業を、病気、学校の行事などのやむをえない理由で欠席した場合、別日に授業を受講することができます。これを代講といいます。代講の日時、講師は塾生と相談の上決定します。

## 第１１条 授業の遅刻

1. 授業を遅刻する場合、その旨を、塾生もしくは保護者から授業開始時刻前に、当塾まで連絡いただくものとします。
2. 遅刻した場合、授業時間は遅刻時間分短縮されます。
3. 遅刻の連絡がなく、授業開始時刻を３０分以上経過した場合は、授業を受講できない場合があります。

## 第１２条 自習室

1. 当塾で事前に定める休講日以外の月曜日から金曜日の１５：００から１９：３０ の間、塾生は当塾内に設けた自習ブースもしくは授業用の空席で自習を行うことができます。なお、１９：００以降で塾生が誰も入室していない場合には時間を繰り上げて終了します。
2. 自習室の利用は、予約なしでの利用が可能です。ただし、塾生の人数増加等により来校したが自習室の利用ができない塾生が発生してきた場合には、下記の事前予約制を導入します。
	1. スクパスのアプリにて通常授業の１コマ単位で予約できます。
	2. 予約しなくても自習室の利用が可能ですが、定員オーバーの場合には予約者が優先利用できます。
	3. 予約したが使用しない場合には、直前までに予約取り消しをお願いします。
	4. 予約取り消しせずに利用しない場合が頻発する場合には、対象者の予約制限を実施する可能性があります。

## 第１３条 授業の変更

1. 講師の病欠、その他の理由で、授業内容（曜日、時間帯など）を変更する場合があります。その際は、事前に塾生もしくは保護者への連絡をいたします。

## 第１４条 講師

1. 通常授業の担当講師は当塾の講師とします。なお、講師は１人のため、講師の変更は受けかねます。

## 第１５条 教材及び学力テストの利用

1. 個別指導や家庭学習に使用する教材を購入して指導に利用します。塾生の学習状況によって、学校で使用している教科書を利用する場合もあります。
2. 当塾では、塾生の学習状況に合わせて教材を選択します。塾生及び保護者との事前連絡の上、利用する教材を決定します。
3. 学習テストについては、学習状況の把握や学習計画の検討を行うために実施する場合があります。塾生及び保護者との事前連絡の上、テストの実施を決定します。
4. 教材及び学力テストの費用については、第２４条に従います。
5. 教材及び学力テスト購入後の変更は可能ですが、原則、変更前の教材及び学力テストの購入費用は返却できません。

# 第四章（スコップスクールサービス）

## 第１６条 スコップスクールサービスの内容

1. スコップスクールサービスの内容については、スコップスクール会員の手引きに従います。

# 第五章（ロボッチャスクールサービス）

## 第１７条 ロボッチャスクールサービスの内容

1. ロボッチャスクールサービスの内容については、ロボッチャスクール会員の手引きに従います。

# 第六章　サービス（共通項目）

## 第１８条 スクール運営支援システム の利用

1. 当塾では、下記に記載する内容についてはスクール運営支援システムであるスクパスを利用します。そのため、塾生および保護者はスクパスのアプリを利用いただきます。
2. スクパスを利用する対象
	1. 請求書の送付
	2. 口座振替決済
	3. 当塾からのお知らせ
	4. 通常授業および自習室びスケジュールの確認及び予約、変更
	5. 年間計画表の連絡・確認
	6. 当塾への入退室管理とその通知
	7. 授業実施結果の講師からの報告
	8. 面談の予約
	9. 特別授業の予約
	10. ポイント
	11. アンケートの実施
	12. キャンペーンの通知
	13. オンライン授業連携
	14. ホームページURL掲載
	15. 授業風景等の配信
	16. 塾生の成績管理　※個人情報については、第３８条に従います。
	17. 生徒管理　※塾生および保護者による操作はありません。個人情報については、第３８条に従います。
3. スクパスの利用料金は、第２１条の基本コース又は第２２条スコップスクールサービス又は第２３条ロボッチャスクールサービスの料金に含みます。
4. スクパスの利用における利用規約及び個人情報の取り扱いに関しては、スクパスアプリ内のサービス利用規約に従います。利用前に事前にご確認ください。

# 第七章　料金

## 第１９条 学習指導サービスのコース設定

1. 基本コース
	1. 週１個別指導コース・・・週１コマの通常授業＋自習室自由利用可能
	2. 週２個別指導コース・・・週２コマの通常授業＋自習室自由利用可能
2. オプション
	1. １：１個別指導オプション・・・講師１名に対して塾生１名で実施する個別指導に変更します。

## 第２０条 入塾金

1. 入塾の際、入塾金として１０，０００円（税抜）を申し受けます。
2. 【学習指導サービスのみ対象】入塾の際、入塾金と入塾月に受講する授業回数分の授業料（１回の授業料は、第２１条にあります常授業の１コマの授業料の４分の１とします）を入塾申込書提出時にお支払いいただくものとします。
3. 入塾時にお支払いいただく入塾金について、無料や割引キャンペーン等の実施がある場合は、キャンペーンの内容に従う。
4. 入塾金と入塾月に受講する授業回数分の授業料は、当塾指定の口座へ振り込みをいただくものとします（振込手数料はお客様ご負担とさせていただきます）。

## 第２１条 学習指導サービスの料金

※第２１条に記す料金は、すべて税抜表記です。お支払いは、本料金に消費税を加えた金額となります。

1. 【基本コース】週１個別指導コース
	1. 小学生４～５年生・・・・15,500円／月
	2. 小学生６年生・・・・・・18,000円／月
	3. 中学生１～３年生・・・・20,000円／月
2. 【基本コース】週２個別指導コース
	1. 小学生４～５年生・・・・25,500円／月
	2. 小学生６年生・・・・・・28,000円／月
	3. 中学生１～３年生・・・・31,000円／月
3. 【オプション】
	1. １：１個別指導オプション（週１回コース）・・・+4,000円
	2. １：１個別指導オプション（週２回コース）・・・+6,000円
4. オプションは、基本コースの料金に追加となります。
5. 入塾金は、第２０条に従います。
6. 当塾にお支払いいただいた授業料は、原則として返却いたしません。
7. 友達紹介キャンペーン・・・友達紹介により友達が同時入会もしくは後日入会いただいた場合は、2人とも授業料を5,000円 (税抜) 引き（1か月のみ）となります。
8. 兄弟割引キャンペーン・・・兄弟で入会いただいている場合は、2人目以降の授業料を3,000円引きとなります。
9. 授業料について、第２１条に記載のキャンペーン以外に無料や割引キャンペーン等の実施がある場合は、キャンペーンの内容に従います。
10. 学習指導サービスとスコップスクールサービス、ロボッチャスクールサービスを同時に入会いただいた場合は、授業料を２つ同時の場合は1,000円(税抜)引き、３つ同時の場合は2,000円(税抜)引き致します。

## 第２２条 スコップスクールサービスの料金

1. 入塾金は、第２０条に従います。
2. スコップスクールサービスの入塾金以外の料金は、別紙の会員の手引きに従います。
3. 当塾にお支払いいただいた授業料は、原則として返却いたしません。

## 第２３条 ロボッチャスクールサービスの料金

1. 入塾金は、第２０条に従います。
2. ロボッチャスクールサービスの入塾金以外の料金は、別紙の会員の手引きに従います。
3. 当塾にお支払いいただいた授業料は、原則として返却いたしません。

## 第２４条 関連商品

1. 学習指導に付随して必要となる関連商品（教材等書籍、学力テスト、カセット・テープ・ＣＤ等、ファクシミリ機器、テレビ電話）の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

# 第八章　特別授業

## 第２５条 特別授業の契約

1. 特別授業のサービスの契約は、申込書の提出と特別授業の授業料をお支払いいただいた時点で成立したものとします。特別授業の授業料は、特別授業申し込み時にお支払いいただくものとします。
2. 当塾にお支払いいただいた授業料は、原則として返却いたしません。

## 第２６条 特別授業のサービスと料金

1. 春期、夏期、冬期の長期休み期間の追加の授業や塾内イベントなど、通常授業とは別に行う授業やイベントを特別授業といいます。特別授業は、随時、塾生の希望に応じて受講できます。
2. 実施日、活動内容などの詳細は、事前に告知致します。
3. 特別授業開催の場合、当塾より塾生と保護者にその詳細内容をご案内し、受講を希望 する場合はお申し込みいただきます。
4. 特別授業の料金は、事前に告知致します。

## 第２７条 特別授業の講師

1. 特別授業は、担当講師は当塾の講師とします。外部から招へいした特別講師も指導を行う場合があります。

## 第２８条 特別授業の欠席と代講、遅刻

1. 特別授業の欠席については第１０条の１に従いますが、代講の実施はできません。
2. 特別授業の遅刻については、第１１条に従います。

# 第九章　お支払

## 第２９条 毎月のお支払内容

1. 毎月のお支払については、下記の料金の合計を請求します。
	1. 第２１条及び第２２条及び第２３条で定める、サービスに関する料金
	2. 第３５条で定める、お客様による補償金
2. 第３１条及び第３２条を除き、遅刻及び欠席等による受講の資格を失効した場合も受講料等の料金を減額いたしません。
3. 授業の対象となる月の前月の２３日（「支払い期日」と称します）までにお支払いいただくものとします。

## 第３０条 毎月のお支払方法

1. 毎月のお支払方法は原則口座引落し（口座振替）となります。
2. ご契約時にスクパスの口座振替機能で引落し口座を登録させていただきます。
3. 当塾からその月の料金を記載した請求書を、前月１０日～１５日ごろにスクパスでお客様へ通知いたします。
4. お支払月の２３日ごろに、お客様のご登録の口座から引落しされます。引落し日当日のご入金では間に合わない場合があります ので、前日までにご入金をお願い致します。（振込手数料75円/件はお客様ご負担とさせていただきます。）
5. 口座引落しの設定には約１ヶ月かかりますので、それまでは当塾指定口座にお振込みをお願いいたします（振込手数料はお客様ご負担とさせていただきます）。
6. お客様のご事情により口座引落しができなかった場合には、当塾指定口座にお振込みをお願いいたします（振込手数料はお客様ご負担とさせていただきます）。
7. 口座引落しの登録をご希望されない場合、お支払月２３日までに当塾指定口座にお振込みをお願いいたします（振込手数料 はお客様ご負担とさせていただきます）。

# 第十章　サービスの中断・廃止

## 第３１条 有事におけるサービス中断

1. 当塾は、地震・火災・台風などの天災、事故・社会的騒乱などの有事により、塾生・保護者様・当塾に対して危険が生じると判断した場合、提供すべきサービスの一部または全部について中断する場合があります。このような場合、緊急時を除き、当塾はできるかぎりすみやかにお客様へ連絡するものとします。 ※中断した分のサービスについては、料金をいただきません。

## 第３２条 当塾の都合によるサービス廃止

1. 当塾は、都合により、本サービスの全部または一部について、廃止する場合がございます。
2. 当塾が本サービスの廃止をする場合、廃止日の３０日以上前までに、お客様へ事前に連絡いたします。

# 第十一章　免責

## 第３３条 免責

1. 当塾指導監督下におけるトラブルに関する免責
	1. 当塾の指導監督下において、塾生が当塾の指示に従わず、その行動により塾生自身に損失損害を発生させた場合、当塾は一切の責任を負担しません。また、自身の不注意により塾生自身に損失損害が発生した場合も、当塾は一切の責任を負担しません。 ※例：塾生が教室内を走り回って怪我した、塾生がふざけ合って怪我した、など。
2. 当塾指導監督の範囲外におけるトラブルに関する免責
	1. 当塾の指導監督の範囲外において生じたトラブルについて、当塾は一切の責任を負担しません。 ※例：塾生が家出した、塾生同士が塾外でケンカした、など。
3. 成果に関する免責
	1. 本規約による契約は、規約内容に準じた本サービスの提供を約束するものであり、成果について約束する契約ではございません。 誠心誠意の対応をさせていただきますが、「絶対に志望校合格」などの成果を確約することはいたしません。
4. 盗難に関する免責
	1. 塾生の荷物の盗難、紛失などの責任は負担しません。
5. メール不備による免責
	1. システムのエラーや、メールフィルターの設定の不備などで、メールが送受信されなかったことにより生じたトラブルなどの責任は負担しません。
6. 有事を理由とした免責
	1. 当塾は、第３１条における天災地変・その他の不可抗力など、当塾の責に帰すことができない事由が発生したことにより、本サー ビスを提供できなかった場合、これによる損害の補償をいたしかねます。
7. お客様都合による対応に関する免責
	1. お客様がご自身の都合により、当塾へサービス外の対応を要求される場合、特別 に対応させていただく場合がございますが、そのことによって発生したお客様の損失損害について一切の責任を負担しません。

# 第十二章　違約と補償

## 第３４条 違約事項

1. 当塾は、お客様による以下の行動を規約違反と見なします。下記の違約事項に該当する場合、当塾は第３５条に記す補償請求、第３７条に記す強制解約、またはその両方の措置をとる ことがあります。
	1. 当塾からの督促後、長期間にわたり料金の支払いをおこなわなかった場合
	2. お客様の届け出た電話番号・メール・その他の連絡手段を用いても、お客様と連絡が取れない場三
	3. その他、相当の事由があると当塾で判断した場合

## 第３５条 補償請求

1. 設備破損・汚損
	1. 塾生が、塾の設備や備品などを破損・汚損した場合、お客様には実費にて修繕費用を補償していただきます。
2. 塾生同士のトラブル
	1. 塾生が個別に連絡を取り合い、その過程において、他の塾生へなんらかの危害を加えたり、行動を強要したりして、当塾および他 の塾生へ損害損失をもたらした場合、お客様には一切の補償をしていただきます。 ※例：塾生が別の塾生に誹謗中傷を受け、当塾を辞めるに至った場合、加害者側のお客様には、被害者側の生徒が本来通っていた と想定できる期間の授業料について、補償をしていただきます。
3. 違約事項への該当
	1. お客様の行動が第３４条（１）から（３）に該当する場合、これによって発生した損害について一切の補償をしていただくことが あります。

# 第十三章　解約

## 第３６条 解約

1. 解約をご希望の場合、お客様より解約希望日の３０日前までに、「解約届」を提出いただき、当塾へ解約の意思表示をするものとします。
2. 解約日を含む月における授業料については、第２１条又は第２２条又は第２３条に準じて請求いたします。

## 第３７条 強制解約

1. 当塾の判断により、お客様との契約を強制解約させていただく場合があります。強制解約については、当塾任意の日付に施行することができます。強制解約の対象となりうる例は下記のとおりです。
	1. 第３４条に定める違約事項にあたるお客様の行動が著しい場合
	2. 他の塾生の妨げになる行為が著しく見られる場合
	3. 一般的な公序良俗に反する行為が著しく見られる場合
	4. 講師の指示に著しく従わない場合
	5. 他、当塾に対して損害を与える恐れがあると判断された場合

# 第十四章　個人情報

## 第３８条 個人情報の取り扱い

1. 当塾は、当塾ホームページに示しております「プライバシーポリシー」（ https://yorisoi-mj.com/privacypolicy/）に従い、個人情報を取り扱います。
2. 「通常授業」「特別授業」「自習室」時に撮影した塾生の写真や動画、塾生の発言、合格体験、またアンケートなどで頂いたお客様の声を、塾生の顔や個人情報が特定されない範囲で、当塾のウェブサイト・パンフレットなどの広告媒体に掲載させていただく場合がございます。掲載の可否につきましては、都度、当塾より事前にお客様へご確認をさせていただきます。
3. スコップスクールサービス及びロボッチャスクールの個人情報・肖像権・利用著作物の利用に関しては、第３８条の１に加え、別紙の会員の手引き及び個人情報・肖像権・利用著作物の利用に関する承諾書に従います。

# 第十五章　警報時及び災害時の対応

## 第３９条 警報時の対応

1. 開始時刻の1時間前に管轄の気象台より「警報」が発令されていて、なおかつ天候も非常に悪い場合は休講とします。休講の場合は、原則、ご家庭に連絡しますが、時間の制約や自宅付近との天候状態の相違も考えられますので、安全に通塾できないと判断された場合は、自主的に通塾を見合わせてください。

## 第４０条 災害時の対応

1. 当塾は、大雨、洪水、火災、地震の災害時には、別紙の「災害時の対応マニュアル」に従います。

# 第十六章　その他

## 第４１条 協議解決

1. 本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合、その都度、塾生または保護者と当塾は誠意をもって協議を行うものとします。

## 第４２条 管轄裁判所

1. 前条の規定にもかかわらず、協議によっても解決しない場合には、当塾の所在する地域の簡易裁判所もしくは地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第４３条 準拠法

1. 本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とします。

この規程は、令和６年２月１９日から施行する。

制定日：令和６年２月１９日

制定者：

よりそい学び塾　代表　本間健太

〒432-8021 静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目１１−４５　グレース名倉１０１

改定履歴

改定１：令和６年４月２２日施行

1. 第１３条　自習室の終了時間２０：３０を１９：３０に変更する。また、１９：００以降に塾生が誰も入室していない場合には時間を繰り上げて終了します。
2. 第１９条 本サービスの料金の高校生を削除する。
3. 第３５条　警報時の対応を追加する。（第３５条追加に伴い第３６条以降の番号変更含む）

改定２：令和６年５月９日施行

1. 第四章及び第２１条他　スコップスクールサービスの内容を追加する。
2. 第三章他　区別するため、現行サービスを学習指導サービスとした。現**行サービスにおける内容は変更なし。**
3. 全体　章、条項の追加に伴う、章番号、条項番号の変更。
4. 入塾金を10,000円に変更

改定３：令和６年９月１２日施行

1. 第五章及び第２３条他　ロボッチャスクールサービスの内容を追加する。
2. 全体　章、条項の追加に伴う、章番号、条項番号の変更。